

仙台地方裁判所委員会（第16回）議事概要

1 開催日時

平成21年5月29日（金）午後3時30分～午後5時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部則之，阿部宮子，石井 達，卯木 誠，
遠藤浩一，大村昌枝，長田洋子，須藤 力，原 征明，
本田紀子，森田直子
（50音順，敬称略）

（説明者） 久保田事務局長，長嶺刑事首席書記官，池田事務局次長，
川井刑事次席書記官

（庶務） 小野総務課長，野中総務課課長補佐，富田総務課庶務係長

4 議事等（委員長，委員，説明者）

(1) 意見交換会（テーマ設定なし）

[意見交換]

裁判員制度は，これまで何度もマスコミに取り上げられてきたこともあり，国民の関心も大分高まってきていると感じるが，多くの国民の不安が解消されないまま制度が始まった感がある。私自身も，法律の素人である一般国民に本当に正しい判断ができるのか，また，裁判の迅速化は図られると思うが，えん罪を生む危険性はないのかといった不安を感じている。

なお，私の周囲にも，憲法違反だなどと言って反対している知識人や弁護士もいる。今後も色々な問題が提起されると思われるが，それらの疑問や不安を解消する努力をしつつ，国民にとって身近な制度になっていくことを願っている。

おって，今限りで退任することとなるが，今後も関心を持ち続けて，特に死刑制度はどうなのか，また，裁判員制度の守秘義務も緩やかにしてもらいたいと考えている。

事前配布された機関誌「杜の風」の中で，仙台地裁で行った裁判員制度ポイント説明会では，質問の多かった5項目について説明した旨の記載があるが，その5項目とは何かを教えてほしい。

①なぜ今裁判員制度が導入されるのか，②裁判員はどんな事件に立ち会うの

か、③裁判員を辞退できるのはどんな場合か、④裁判員に選ばれたら何をするか、⑤法律の素人でも大丈夫なのか、の5項目である。これまでの出前講義を通じて多く寄せられた質問の中から、ポイントを5項目に絞って分かりやすく説明したのが、今回のポイント説明会である。

仙台ではいつころから裁判員裁判が行われるのか。

裁判員裁判の前に争点や証拠を整理し審理計画を立てる公判前整理手続が行われることや、呼出と期日の間には6週間空けなければならないという定めがあることから、最初の裁判員裁判の期日は早くても9月ころではないかと言われている。

新聞記事に、祭りの期間は裁判員裁判の期日指定などを配慮するようなことが書いてあったが、宮城県の七夕祭りの場合は、当日多くの人手が必要という祭りではないので、祭りの時期に裁判を入れてもあまり影響がないのではないかと推測される。

裁判員に選任されると守秘義務を負うと聞くと、その範囲も不明確で分かりにくく、違反すると罪になるようなので恐ろしい。

守秘義務の範囲は法律で決まっており、ある程度ははっきりしている。公開の法廷で見聞きしたことについては話しても構わないということになっている。そこで問題なのは、例えば、強姦致死傷の被害者の氏名等が法廷では出てこないが記録上は出ているという場合が考えられるが、実際の評議の中で被害者の氏名等はほとんど出てこないもので、話す危険性はまずないと考えてよいと思う。

また、評議の秘密については、守秘義務が課されるのは評議での発言内容や多数決の内容ということで、明確に決まっているので、そこで判断に迷うということはないと考える。それらを漏らされると評議での自由な発言ができなくなるので、やめていただきたいということである。

大それた事を公言するとは思わないが、やはり心理的に負担が掛かることがあると、家族に話してしまいそうにも思う。

守秘義務だけ取り出して抽象的に議論すると、大変なことのように感じるが、守秘義務違反になるのは、ごく限られた内容なので、あまり神経質になる必要はないのではないか。

全国各地の裁判所委員会で様々な議論がなされているが、そこで出された意見は公表されているのか。また、それらが裁判員制度の施行に向けてどの程度生かされたのかどうか、実感できなかったのが残念である。

全国各地の裁判所委員会で議論がされた内容は、各裁判所でその結果をインターネットのホームページ上で公表している。委員会で裁判所に寄せられた意見がどのように生かされているのか、他庁の実情までは承知していないが、仙

台地裁では、ここで議論されたことは模擬裁判での運用に反映し、例えば、呼出しという文言を使わないような案内文書に変更したり、辞退事由の判断の参考にしたりするなど、参考にさせていただいている。

裁判員制度の導入については、当初は検察庁が制度に反対し、日弁連が前向きだったと記憶しているが、動き出してからは、それぞれ逆の立場になったという印象である。また、導入が決まってからは、裁判官を始めとする法曹関係者が街に出て行って制度の仕組みなどについて説明する機会が多くなったと聞くが、今まではこういう努力はあまりされていなかったと感じており、事務の職員も含めて非常に努力されたと感じている。

機関誌「杜の風」の中には、裁判員制度に関して呼出し、出頭という言葉が出てくるが、その言葉だけで抵抗を感じる人が結構いるように思う。

呼出しという文言は法律用語なので内部向けの文書には書かざるを得ないが、少なくとも一般市民である裁判員候補者に対しては、ここでの各委員の意見を反映した書面を送付することとしており、今後も丁寧に対応していきたい。

裁判員候補者として呼ばれたが裁判員に選ばれなかった人を、理由を開示しないで帰ってもらうというのは、せっかく芽が出始めたやる気を摘んでしまうように感じる。

裁判所では、裁判員に選ばれなかった人に対しても感謝の意を伝えるとともに、できる限りの説明をすることを考えている。また、あらかじめ判断できることは事前に判断して、裁判所へ来ていただかなければならない人を少なくしようと考えている。

実際に裁判員になった方には、丁寧に説明することはもちろん、環境を整える必要がある。裁判員の方は本当に苦労して来られるので、なるべく負担が掛からないよう裁判所全体で考えていこうという姿勢でいる。

以前、地裁委員会で模擬裁判を行ったとき、委員の方々から法律用語等の言葉自体が分からないとか裁判官が裁判員に教えるような形で評議が進んでいるといった問題点を率直におっしゃっていただいたが、そういった率直な御意見は、後の模擬裁判でも生かされているし、最高裁の協議会でも紹介された。

この地裁委員会も裁判員制度も、明治以降の司法制度を大幅に変えようといういわゆる司法制度改革の流れでできたもので、特に裁判員制度はまさにこれから始まるので、これから真価が問われるのだろうと思う。地裁委員会は、委員の皆様から意見をいただきながら、例えば最初のころは、裁判所の案内板の表示が不親切だとか広報の仕方とかの話もあったと思うが、それも生かされてきているようである。始まって6年目を迎えているが、これから長く続いていく制度であるし、委員の意見がそれぞれ裁判所に取り入れられ、それが地域に

返っていくという制度で、今後より一層充実していくものだと思うし、その出発点に私たちがかわったと思うと感慨深い。

裁判員制度が始まった途端に弁護士が反対しているといった発言があったが、制度というのは始めるときにはエネルギーが必要であるし、色々な意見が出てくるもので、賛成意見もあればもちろん反対意見もある。逆に制度が煮詰まれば、やはりこの制度はよくないのではないかという人達も出てくるが、そういう意見があることは、ある意味健全な話だと思う。ある時、母親から子育ては実験だと言われたことがあったが、裁判員制度も、言葉は悪いかもしいないが、ある意味実験なんだろうと思う。これがよくなっていくのかどうかは分からないが、ある程度動かしていきながら、色々な意見を言い合って改善していかなければいけないと思う。

検察庁は裁判員制度の発足当初は反対だったのではないかという話があったが、必ずしもそのようなことはない。検察官個々の意見としては反対という人が多かったかもしれないが、いったん始めるということになってからは、やる以上はいいものにしていこうというのが検察庁の総意である。

裁判員制度の導入に伴って公判前整理手続が創設されたが、個人的には非常にいい手続ができたなと思っていた。従来の刑事裁判が長期化する大きな原因は争点が絞り切れていないというところにあつたので、争点を絞って証拠も厳選していくという点で非常にいい制度であり、また、検察官が手持ちの証拠をどの時点でどの範囲で弁護士に見せるのか、これが長い間弁護士と検察官との間での大きな争いであつたのだが、これがルール化されたので、悩みが少なくなった。

それから、被害者参加制度も始まったが、これは実は非常に大きな改革であり、正直申し上げると、検察官にとって非常に負担になる制度である。裁判員制度は従来やってきた仕事の延長線上にあるが、被害者参加制度は今まで経験したことのない制度であり、被害者の方の心情等に配慮しながら、円滑に公正な裁判が行われるよう努力していかなければならないと考えている。

また、検察審査会の起訴議決に伴い、公訴の提起と公判の維持に当たる指定弁護士の事務は、弁護士にとって大きな負担となるものと思われる。

このように、これからは法曹三者のいずれもが大変になるというのが実感である。

公判前整理手続はフェアな手続になると思うが、逆に後から決定的な証拠が見つかったときなど、問題が生じないのかどうか疑問である。最近も、後から行ったDNA鑑定で再審が行われることになった事案があつたようであり、誤判の心配はないのか。

公判前整理手続の時点で手元になかつた証拠が後から発見された場合等やむ

を得ない事由があった場合には、検察官、弁護人のどちらからでも後から証拠調べの請求をすることができることになっている。

裁判員制度に反対している人が裁判員候補者として裁判所に呼ばれた場合、辞退は認められるのか。

基本的に、裁判員制度に反対しているというだけでは辞退は認められないと思われるが、裁判員裁判に参加することによって著しい精神的苦痛を伴うような場合には、辞退が認められる場合もあるかと思われる。

以前、検察審査会の審査員に選任された人達に、審査員として参加してよかったかどうかを聞く機会があったのだが、参加する前は嫌だったが、実際参加してみると、よかった、自分にとって有益だったという人が多かった。裁判員制度においても、参加した人から有益だったという意見が多く出れば、それを聞いた人達が自分も参加してみようかなという感じになって世の中に伝わっていくのではないかと期待している。

検察審査会においても、検察審査員に守秘義務が課されているが、守秘義務について反対する人は少ないと聞いているので、それを踏まえると裁判員制度における守秘義務についても、参加者からそんなに多くの反対意見が出ることはないのではないか。

日ごろから、委員として裁判所のためにお手伝いできることがないかを考えている。裁判員制度は、既に始まったので、賛成か反対かの議論ではなく、制度定着のためにどう運用していくかを議論していくべきであり、P D C Aの観点で粛々と進めていかなければならないと考える。また、裁判員制度に参加した人の経験談や要望などの吸い上げをいかに効率よく行って3年後の制度の見直しにつなげていくかが重要であると考えます。

裁判員制度の守秘義務について、個人的には評議における多数決の内容は開示すべきではないかと考える。

これまでの裁判員制度に関する報道を見ていると、制度の中身が、参加する人の都合におもねって手が加えられていったような感じがする。制度というものはいったん始まってしまうと後戻りしにくいものであるが、裁判員制度に関しては、3年後に見直しをする際には、必要があれば後戻りしてもいいと思うし、大幅な改正を潔くやってほしいと思う。

裁判員制度を始める理由について、国民が納得する説明ができないまま制度が始まった感がある。しかし、始まった以上は、いかによりよい制度にしていくべきかを考えるべきだと思う。

地裁委員会が発足した当初、委員の方から裁判所のパンフレットに地図がないと御指摘を受けた後、裁判所では、1か月で地図入りのパンフレットを作ったということがあった。また、先日は、裁判官の1日と題してテレビ局の密着

取材を受けたこともあった。このように裁判所は、以前では考えられないくらい扉を開いた状態にある。これからも、扉を閉じないようにし、色々な意見を聴ける裁判所でありたいと考えている。

(2) 裁判員制度施行直前・直後の状況

[事前説明]

裁判員制度施行直前・直後の状況についての説明

[意見交換]

裁判終了後に記者会見の場を設けるといった話があったが、取材内容を規制したりするのか。

裁判員経験者に対しては、守秘義務に関することをおっしゃるのは困ると、報道機関に対しては、守秘義務に関する内容を放送しないで欲しいと、それぞれ注意することにはなるが、経験談を語っていただくのは裁判員制度を円滑に運営していくに当たって非常に有益なことであるので、感想などは自由に話していただくということになるかと思う。

(3) 被害者参加制度及び損害賠償命令制度

[事前説明]

被害者参加制度及び損害賠償命令制度についての説明

[意見交換]

被害者参加制度等に関する配布資料の中に、被害者参加制度は「被害者等」が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加する制度とあるが、「被害者等」の「等」とは、どんな人が含まれるのか。

刑事訴訟法に規定があり、「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」のことである。

なお、損害賠償命令制度において、申立てができる者は、「被害者又はその一般承継人」であり、つまり被害者とその御遺族の方である。

損害賠償命令制度ができるまでは、民事で損害賠償訴訟を起こし、その証拠資料は自分で検察庁にある記録からコピーをとってこなければならなかったが、同制度においては、その手間を省くことができるという立証の負担軽減の意味は大きい。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 11月13日(金)(予定)
- (2) 場 所 第5会議室(5階)

(3) テーマ 「裁判員制度の運用状況について」(予定)